

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール

医療法人天和会 松田病院

1. 目的

調剤上の典型的な変更等に伴う疑義照会をプロトコールに基づく包括的な承認制とし、個別の疑義照会による患者の待ち時間を減らし、保険調剤薬局および処方医療機関双方の負担軽減を図る。

2. 総則

当院と個別に合意書を締結した保険調剤薬局において本プロトコールに基づき処方変更等する場合、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたものとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

3. 対象となる疑義照会事例（ただし、麻薬に関するものは除く）

① 成分名が同一の銘柄変更（変更不可の処方を除く）

例 1：グラクティブ錠 50mg → ジャヌビア錠 50mg

例 2：フォサマック錠 35mg → ボナロン錠 35mg、アレンドロン酸錠 35mg

※ 先発品間の変更も可。

※ 必ず患者さんに説明（服用方法・価格など）後、同意を得て変更すること。

※ 先発・後発品間で適応が異なる場合、適応外使用にならないように留意すること。

② 剤形の変更

例 1：アレロック OD 錠 5mg → アレロック錠 5mg

例 2：タケプロン OD 錠 30mg → タケプロンカプセル 30mg

例 3：ビオフェルミン錠剤 → ビオフェルミン散

※ 用法用量が変わらない場合のみ可。

※ 安定性、溶解性、体内動態等を考慮して行うこと。

※ 錠剤から散剤、散剤から錠剤へ変更可。

※ 水剤・フィルム剤から他剤形への変更は不可。

※ 軟膏剤からクリーム剤、クリーム剤から軟膏剤への変更は不可。

※ 必ず患者さんに説明（服用方法・価格など）後、同意を得て変更すること。

③ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更（含量規格変更不可の処方を除く）

例 1：20mg 錠 1 回 2 錠 → 40mg 錠 1 回 1 錠

例 2：20mg 錠 1 回 0.5 錠 → 10mg 錠 1 回 1 錠

例 3：1mg 錠 1 回 1 錠 → 0.5mg 錠 1 回 2 錠

※ 出荷調整等、在庫不足が理由の変更も可。

※ 必ず患者さんに説明（服用方法・価格など）後、同意を得て変更すること。

- ④ 「患者希望」あるいは「アドヒアランス不良で一包化による向上が見込まれる」理由による一包化調剤（抗腫瘍薬およびコメントに一包化不可と記載ある場合は除く）
- ※ 上記以外の理由は、合意範囲外とする。
 - ※ 安定性データに留意すること。
 - ※ 必ず患者さんに説明（服用方法・価格など）後、同意を得て変更すること。
- ⑤ 残薬調整
- ※ 薬歴上継続処方されている処方薬に残薬がある場合における、投与日数の調整（短縮）。
（外用薬の数量の変更も含む）
 - ※ 調剤時残薬調整加算を算定する場合を含む。
- ⑥ インスリン等自己注射に用いる針の過不足がある場合の処方数量の適正化
- 例：トレシーバ注 1 日 1 回 12 単位皮下注 （次回受診が 21 日後の場合）
マイクロファインプロ 14 本/袋 1 袋 → 2 袋
- ⑦ 消炎鎮痛外用貼付剤における、テープ剤からパップ剤への変更。
- 例：ロキソニンテープ 50mg7 枚/袋×2 袋 → ロキソニンパップ 50mg7 枚/袋×2 袋
- ※ 成分・規格が同じものに限る。
 - ※ パップ剤からテープ剤への変更は不可。
 - ※ 枚数の増量は不可。
 - ※ 必ず患者さんに説明（使用方法・価格など）後、同意を得て変更すること。
- ⑧ 保険診療上設定された処方可能上限数を超える処方の適正化
- 例 1：湿布薬の処方上限枚数 7 枚 10 包（70 枚） → 7 枚 9 包（63 枚）
例 2：デパス錠 0.5mg 35 日分 → 30 日分
- ※ 予定の次回受診日までに手持ちの薬が不足する場合は、残がなくなるまでに患者自身で受診予約をとるように指導し、その旨を当院へ報告すること。
 - ※ 連休を理由とする場合を除く。
- ⑨ DPP-4 阻害薬の週 1 回製剤（ザファテック、マリゼブ）、あるいはビスホスホネート製剤の週 1 回・月 1 回製剤（ボナロン、ベネットなど）が、連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）。
- 例：（他の処方薬が 14 日分処方するとき）
ザファテック錠 100mg（週 1 回製剤）1 錠 朝食後 14 日分 → 2 日分
ボナロン錠 35mg（週 1 回製剤）1 錠 起床時 14 日分 → 2 日分
- ⑩ 「1 日おきに服用」や「月・水・金に服用」等と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化。（処方間違いが明確な場合）
- 例：（他の処方薬が 28 日分処方するとき）
バクタ配合錠 1 錠 朝食後（1 日おき） 28 日分 → 14 日分

4. 事後の報告

処方変更して調剤した保険調剤薬局は、松田病院 処方箋疑義照会票に記載し、原則として当日中に持参もしくはFAX（086-422-7495）にて当院に報告すること。

5. 問い合わせ窓口

① 受付時間

月～土 9時00分～17時30分

② 担当部署

- ・疑義照会の実務に関する内容：医療秘書 086-436-6373（直通）
- ・本プロトコールの制度に関する内容：薬剤科 086-422-3550（代表）

6. 附則

このプロトコールは、2026年9月1日から施行する。